令和5年度 障害福祉関係指導監督 従事職員向け講座(自治体向け)



虐待防止・身体拘束廃止に向けたケアのあり方について

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

今日の内容

- 令和3年度虐待対応状況調査結果について
- 障害者虐待防止対策の理解について
- ・令和3年度報酬改定における 障害者虐待防止対策の強化について
- ・より良い職場環境の重要性について



令和3年度虐待対応状況調査結果について



法施行後の状況

令和3年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

厚生労働省では、令和3年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況について調査を実施しました。このほど、調査結果がまとまりましたので公表します。

【調査結果(全体像)】

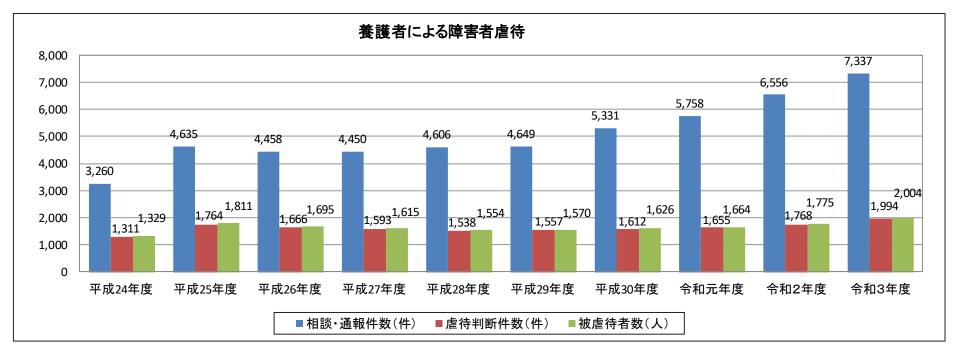
	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者 等による障害者虐待	(参考) 使用者による障害者虐待 (都道府県労働局の対応)
市区町村等への	7,337件	3,208件	1,230事業所
相談・通報件数	(6,556件)	(2,865件)	(1,277件)
市区町村等によ	1,994件	699件	392件
る虐待判断件数	(1,768件)	(632件)	(401件)
被虐待者数	2,004人	956人	502人
	(1,775人)	(890人)	(498人)

- (注1)上記は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。 カッコ内については、前回調査(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)のもの。
- (注2)都道府県労働局の対応については、令和4年9月7日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。(「市区町村等への相談・通報件数」は「都道府県労働局へ通報・届出のあった事業所数」、「市区町村等による虐待判断件数」は「都道府県労働局による虐待が認められた事業所数」と読み替え。)

1. 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待> 経年グラフ

- ・令和3年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は7,337件であり、令和2年度から増加(6,556件→7,337件)。
- ・令和3年度の虐待判断件数は1,994件であり、令和2年度から増加(1,768件→1,994件)。
- ・令和3年度の被虐待者数は2,004人。

養護者				平成					令和	
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
相談•通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004



令和3年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>

相談 涌報

7,337件

主な通報 届出者内訳

- ●警察
- (46.5%)

37件

20件

7,300件

- ●本人による届出(13.4%)
- ●相談支援専門員(12.3%)
- ●障害者福祉施設・事業
- 所の職員 (11.3%)●当該市区町村行政職員
- ●家族・親族 (3.1%)

都道府県

市区町村に

連絡した事

例 17件

明らかに虐待でな

いと判断した事例

17

件

* 令和2年度に通報・届出があった事案176件を含む

市区町村

事実確認調査の状況 (7.513件)

事実確認調査を行った 事例 6.339件

うち、法第11条に基づく 立入調査 107件

事実確認調査を行って いない事例 1.174件

- 明らかに虐待ではな く調査不要 875件 * 都道府県判断の20件を含む
- ・調査を予定、又は検 討中 120件

虐待の事実 が認められ た事例

1.994件

被虐待者数 2.004人

虐待者数 2.155人

(死亡事例: 0人)

虐待事例に対する措置

対応検討・調整中を除く被虐待者数 1.932人

- ① 養護者に対する助言・指導 ② 定期的な見守りの実施 ③ サービス等利用計画見直し 43 7%
- 39.9%
- 17.3% 新たに障害福祉サービス利用 14.8%
- 障害福祉サービス以外の サービス利用

4.3%

うち、虐待者と分離した人数 701人

- 障害福祉サービスの利用 43.7%
- 法に基づくやむを得ない措置 9.1%
- ①、②以外の一時保護 11.8%
- 医療機関への一時入院 15.3%
- その他 20.1%
- ①~⑤のうち、面会制限を行った事例

26.4%

対応検討·調整中 72人

成年後見制度の審判請求 128人

うち、市町村長申立 81人

虐待者(2.155人)

(4.6%)

- 性別 男性(64.8%)、女性(35.2%)
- 年齢 60歳以上(38.1%)、50~59歳(25.0%) 40~49歳(17.7%)
- 続柄 父(25.1%)、母(23.1%)、夫(16.8%) 兄弟(10.9%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
67.8%	3.7%	31.0%	12.4%	15.8%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	42.5%
虐待者が虐待と認識していない	42.3%
虐待者の知識や情報の不足	25.6%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	25.1%
虐待者の介護疲れ	20.7%
虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	17.3%
虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	16.6%

被虐待者(2,004人)

- 男性(33.5%)、女性(66.5%) ● 性別
- 年齢

50~59歳(22.5%)、40~49歳(22.0%) 20~29歳(20.4%)

● 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
18.3%	45.7%	41.7%	4.1%	3.0%

- 障害支援区分のある者 (50.1%)
- 行動障害がある者 (27.7%)
- 虐待者と同居 (86.9%)
- 世帯構成

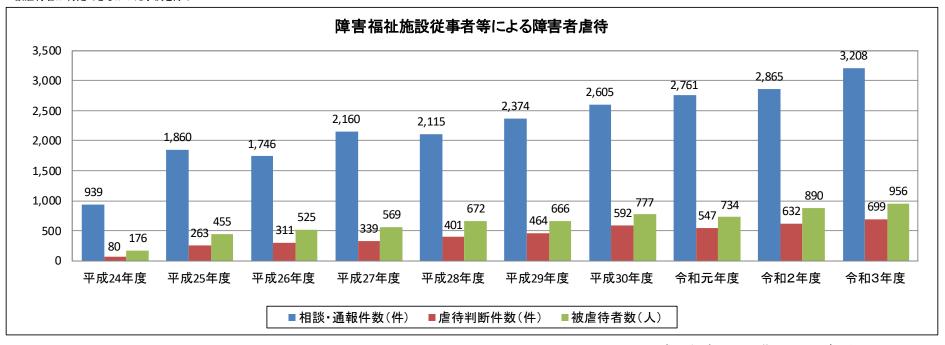
両親(14.5%)、配偶者(13.4%)、 両親と兄弟姉妹(11.5%)、母(8.8%)

2. 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> 経年グラフ

- ・令和3年度の障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数は3,208件であり、令和2年度から増加(2,865件→3,208件)。
- ・令和3年度の虐待判断件数は699件であり、令和2年度から増加(632件→699件)。
- ・令和3年度の被虐待者数は956人。

障害福祉従事者				平成					令和	
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
相談•通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956

*被虐待者が特定できなかった事例を除く



相談 通報

3,208件

主な通報 届出者内訳

- ●本人による届出 (16.5%)
- ●当該施設•事業所 その他職員

(15.0%)

- 設置者·管理者 (14.3%)
- ●家族・親族 (10.4%)
- ●相談支援専門員 (8.4%)

市区町村

* 令和2年度に通報・届出があった事案87件を含む

事実確認調査の状況(3.286件)

事実確認調査を行った事例 2.718件

うち、虐待の事実が認められた事例 748件

うち、更に都道府県による事実確認調査が

15件

327件

事実確認調査を行っていない事例 568件

・うち、明らかに虐待ではなく調査不要

・うち、調査を予定、又は検討中 180件

うち、都道府県へ事実確認調査を依頼した

5件

188件(市区町村に連絡した件数)

19件※4

都道府県

- * 令和2年度に诵報・届出があった事案0件
- *監査・実地指導等により判明した事案13件を含む

677件※4

事実確認調査を行った 事例 (54件)

市区町村から報告を受け、 更に都道府県が事実確認を 実施して虐待の事実が認め られた事例 11件 11件

都道府県が直接把握して虐 待の事実が認められた事例 11件 11件

明らかに虐待ではなく調査不要 25件 調査を予定、又は検討中

虐待の事 実が認めら れた事例

699件

被虐待者数 956人※1 虐待者数 772人※2

(死亡事例: 0人)

障害者総合支援法等 による権限行使等

市区町村による指導等

- 施設等に対する指導 450件
- •改善計画提出依頼 423件
- ・従事者等への注意・指導 219件

障害者総合支援法等 による権限の行使等

- •報告徴収、出頭要請、 質問、立入検査
- 172件 •改善勧告 38件
- •改善命令 1件
- ・指定の全部・一部停止 11件
- ・指定取消※3
- 1件 ·都道府県·政令市·中核市等 による指導 225件

197件

事例

必要とされた事例

虐待者(772人) *2

3,011件

- 性別 男性(69.0%)、女性(31.0%)
- 60歳以上(20.5%)、40~49歳(17.0%)、 50~59歳(16.2%)
- 職種 生活支援員(37.2%)、世話人(10.5%)、 管理者(9.3%)、その他従事者(8.5%)、 サービス管理責任者(6.7%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	64.5%
職員のストレスや感情コントロールの問題	54.8%
倫理観や理念の欠如	50.0%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22.0%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	24.7%

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
56.8%	15.3%	42.2%	5.4%	5.0%

障害者虐待の事実が認められた施設・事業所の種

力リ	件釵	構成割台
障害者支援施設	146	20.9%
居宅介護	18	2.6%
重度訪問介護	6	0.9%
行動援護	4	0.6%
療養介護	12	1.7%
生活介護	87	12.4%
短期入所	16	2.3%
重度障害者等包括支援	1	0.1%
自立訓練	4	0.6%
就労移行支援	7	1.0%
就労継続支援A型	33	4.7%
就労継続支援B型	83	11.9%
自立生活援助事業	2	0.3%
共同生活援助	162	23.2%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	5	0.7%
移動支援	6	0.9%
地域活動支援センター	6	0.9%
福祉ホーム	1	0.1%
児童発達支援	5	0.7%
放課後等デイサービス	95	13.6%
合計	699	100.0%

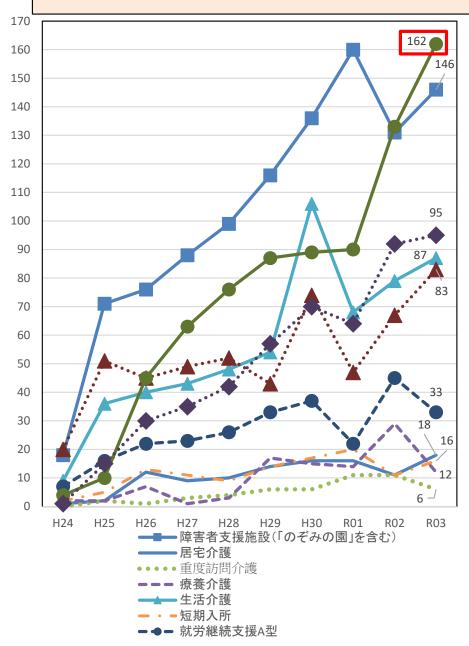
被虐待者(956人) *1

- 性別 男性(66.4%)、女性(33.6%)
- 年齢 ~19歳(18.9%)、20~29歳(17.6%)、 30~39歳(17.3%)、40~49歳(16.5%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
16.5%	72.9%	15.3%	6.1%	1.4%

- 障害支援区分のある者 (68.5%)
- 行動障害がある者 (36.2%)
- ※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった 等の7件を除く692件が対象。
- ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった31件を除く668件が対象。
- ※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等 を理由として行ったもの。
- ※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

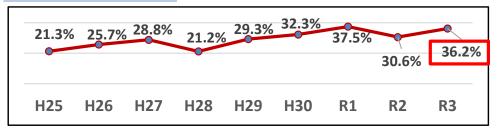
障害者虐待対応状況調査 <障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> (抜粋)



被虐待者の割合

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
H25	29.2%	79.8%	14.1%	6.4%	1.8%
H26	21.9%	75.6%	13.5%	2.3%	0.0%
H27	16.7%	83.3%	8.8%	2.3%	0.0%
H28	14.4%	68.6%	11.8%	3.6%	0.7%
H29	22.2%	71.0%	16.7%	5.1%	2.7%
H30	22.7%	74.8%	13.5%	4.2%	0.5%
R1	21.3%	78.7%	11.7%	3.7%	1.2%
R2	18.2%	71.6%	19.4%	5.7%	0.8%
R3	16.5%	72.9%	15.3%	6.1%	1.4%

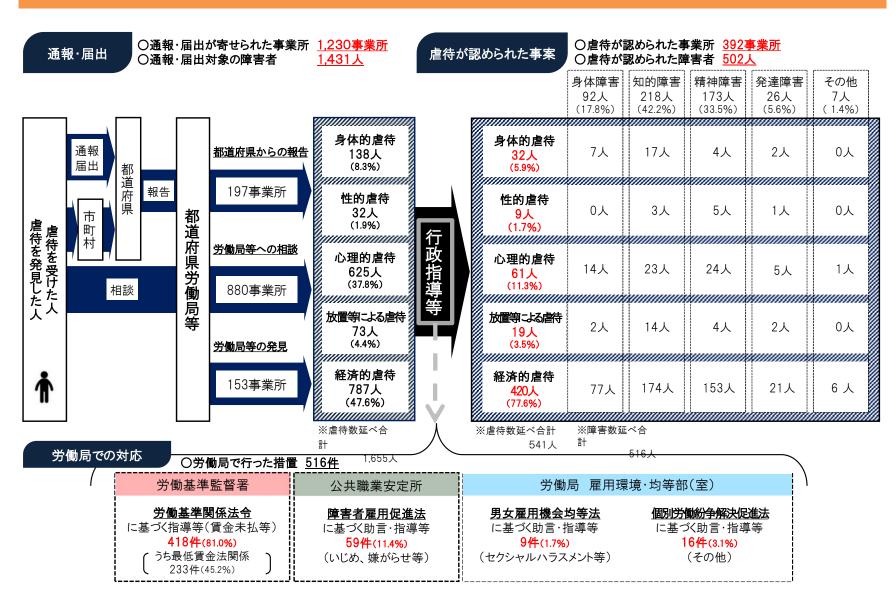
行動障害のある者の割合



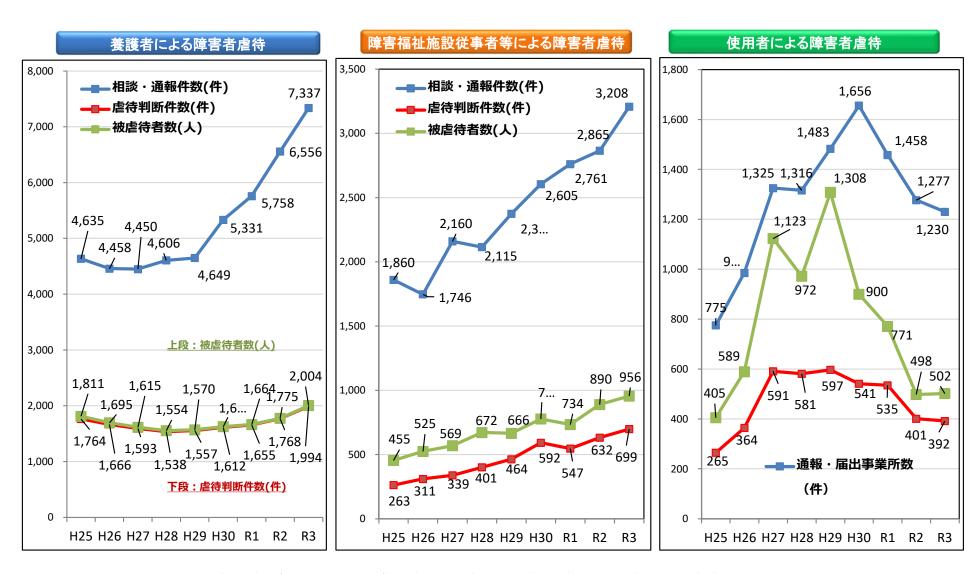
発生要因の割合

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因	H29	H30	R1	R2	R3
教育・知識・介護技術等に関する問題	59.7%	73.1%	59.8%	71.0%	64.5%
職員のストレスや感情コントロールの問題	47.2%	57.0%	55.3%	56.8%	54.8%
倫理観や理念の欠如	53.5%	52.8%	53.6%	56.1%	50.0%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	19.1%	22.6%	16.2%	22.6%	22.0%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	19.6%	20.4%	24.2%	24.2%	24.7%

令和3年度における使用者による障害者虐待の状況等



障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)経年比較



注: 平成24年度のデータは下半期のみのデータであり、経年比較としては平成25年度から令和3年度の9ヶ年分が対象。

障害者虐待防止対策について



目的

<u>障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること</u>等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

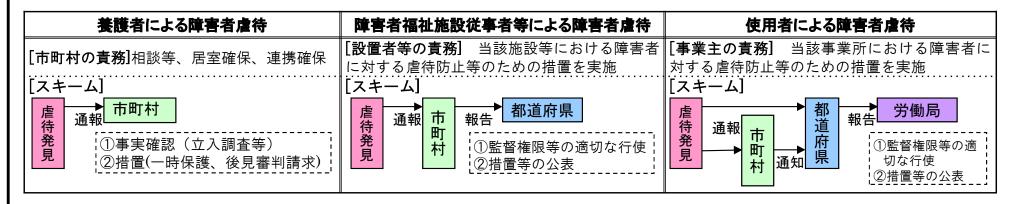
定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ①養護者による障害者虐待
 - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ③使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
 - ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
 - ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
 - ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
 - 4性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
 - 5経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

区分	内 容 と 具 体 例
身体的虐待	暴力によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって動きを抑制する行為。 【具体的な例】 ・平手打ちする・殴る・蹴る・壁に叩きつける・つねる・無理やりに食べ物や飲み物を口にいれる・やけど・打撲させる・身体拘束(柱やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬等を服用させる等)
性的虐待	性的な行為やその強要(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある) 【具体的な例】 ・性行・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスする・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する・わいせつな映像を見せる・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や動画を撮影する
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること。 【具体的な例】 ・「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・ののしる・悪口を言う・仲間に入れない・子ども扱いする・人格をおとしめるような扱いをする・話しているのに意図的に無視する
放棄・放置	食事や排泄、入浴、洗濯等身辺の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。 【具体的な例】 ・食事や水分を十分に与えない・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している・あまり入浴させない・汚れた服を着させ続ける・排泄の介助をしない・髪や爪が伸び放題・室内の掃除をしない・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる・病気やけがをしても受診させない・学校に行かせない・必要な福祉サービスを受けさせない・制限する・同居人による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
経済的虐待	本人の同意なしに(あるいはだます等して)財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 ・年金や賃金を渡さない・本人の同意なしに財産や預貯金分を処分・運用する・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない。

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「<u>障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付ける</u>とともに、障害者虐待 防止等に係る具体的スキームを定める。



3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、 その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、 民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、<u>成年後</u> 見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。
- ※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等) に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

				福祉加	———————————— 色設				
┃		<障害者総合支援法>		<介護保険法>	<児童福祉法>				
場所	在宅 (養護者· 保護者)	障害福祉 サービス事業所	一般相談支 援事業所 又は	高齢者 施設等	 障害児通所 支援事業所	障害児入所 施設等	障害児相談	企業	学校 病院 保育所
		(入所系、日中系、 訪問系、GH等含	特定相談支 援事業所	入所系、通所系、 訪問系、居住系等 含	児童発達支援、 放課後等デイ等	(※3)	支援事業所		
18歳未満	児童虐待 防止法	<u>障害者虐待</u> <u>防止法</u>	<u>障害者虐待</u> 防止法		障害者虐待 防止法(省令)	児童福祉法	障害者虐待 防止法(省令)		
	·被虐待者支援 (都道府県) (※1)	・適切な権限行使 が道府県 市町村	・適切な権限行使 が道府県 市町村		・適切な権限行使 【都道府県 市町村	・適切な権限行使 (都道府県)	・適切な権限行使 【 都道府県 市町村 】	障害者虐 待防止法 ・適切な権限	障害者虐 待防止法 ·間接的防止
18歳以上 65歳未満	障害者虐待 防止法 ·被虐待者支援				【20歳まで】 障害者虐待 防止法(省	【20歳まで】 児童福祉法 ・適切な権限行使 (都道府県)		行使 (都道府県 労働局)	措置 (施設長・ 管理者) (<u>※5</u>)
	(市町村)				介) ・適切な権限行使 都道府県 ・市町村	(※4)			
				高齢者虐待 防止法	(※2)				
65歳以上	障害者虐待 防止法 高齢者虐			特定疾病40歳以上の若年高齢者含む。					
	待防止法 ·被虐待者支援 (市町村)			都道府県 市町村					

- ※1 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。なお、配偶者から暴力を受けている場合は、DV法の対象にもなる。
- ※2 放課後等デイサービスのみ
- ※3 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等(児童福祉法第33条の10)
- ※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。
- ※5 令和4年12月の精神保健福祉法改正により、令和6年4月以降、精神科病院については精神保健福祉法の対象となる。

虐待行為と刑法

虐待行為は、刑事罰の対象になる場合があります。これまでの虐待事案においても、虐待した障害者福祉施設等の 職員が警察によって逮捕、送検された事案が複数起きています。

虐待行為の類型		該当する刑法の例
1	身体的虐待	刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪
2	性的虐待	刑法第176条不同意わいせつ罪、第177条不同意性交等罪(令和5年7月改正)
3	心理的虐待	刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪
4	放棄・放置	刑法第218条保護責任者遺棄罪
<u>(5)</u>	経済的虐待	刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪

- ※「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和5年法律第66号)」が、令和5年7月に施行されました。この改正により、これまでの「強制性交等罪・ 準強制性交等罪」が「不同意性交等罪」、「強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪」が「不同意わいせつ罪」に罪名が変更され、その適用要件は、以下のとおり。
 - 1 次の①から⑧までの行為・事由その他これらに類する行為・事由により、同意しない意思を形成・表明・全うすることが困難な状態にさせ、又はその状態にあることに乗じて、性交等をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、5年以上の有期拘禁刑に処する。
 - ① 暴行・脅迫 ② 心身の障害 ③ アルコール・薬物の影響 ④ 睡眠その他の意識不明瞭 ⑤ 同意しない意思を形成・表明・全うするいとまの不存在
 - ⑥ 予想と異なる事態との直面に起因する恐怖又は驚愕 ⑦ 虐待に起因する心理的反応 ⑧ 経済的・社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮
 - 2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、 性交等をした者も、1と同様とする。
 - 3 16歳未満の者に対し、性交等をした者(当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。)も、1と同様とする。
- ※刑事訴訟法第239条第2項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨が規定されています。 障害者虐待においては、市町村、都道府県が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、警察等への被害の届出、告発の要否を適正、迅速に判断し、 必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められます。(なお、被害の届出の支援や告発については、二次被害が生じない よう配慮した対応が必要

障害者虐待の早期発見と通報義務・通報者の保護について

第六条 第二項 <u>障害者福祉施設</u>、学校、<u>医療機関</u>、保健所その他障害者の福祉に業務上 関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健 師、弁護士その他<u>障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発</u> 見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。



(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

- 第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと<u>思われる障害者</u>を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による<u>通報</u>(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすること<u>を</u> <u>妨げるものと解釈してはならない。</u>
- 4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による<u>通報をしたことを理由として、解雇</u> その他不利益な取扱いを受けない。

立ち入り調査等の虚偽答弁に対する罰則規定

障害者総合支援法では、市町村・都道府県が同法に基づく職務権限で立ち入り調査を行った場合に、<u>虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出、虚偽の答弁等を行った者を30万円以下の罰金</u>に処すことができると規定(障害者総合支援法第110条、第111条)。

身体障害者の支援施設の事案では、警察が虐待を行った職員を傷害、暴行の容疑で地方検察庁に書類送検し、併せて行政の立ち入り調査に対し、虐待をしていないと虚偽答弁をしたとして、職員を障害者総合支援法違反容疑でも送検。

これらの深刻な虐待に至ってしまった事案について、もし、虐待に気づいた段階で適切に通報することができていれば、行政による事実確認と指導等を通じて、その後の虐待の再発防止に取り組むことができ、取り返しがつかないような事態には至らなかったと考えられる。

障害者福祉施設従事者等における障害者虐待が起きてしまった場合の対応の基本となるのは、「<u>隠さない」「嘘をつかない」</u>という誠実な対応を管理者等が日頃から行うこと。

通報は、すべての人を救う

- 利用者の被害を最小限で食い止めることができる。
- ・ <u>虐待した職員</u>の処分や刑事責任、民事責任を最小 限で留めることができる。
- ・ <u>理事長、施設長</u>など責任者への処分、民事責任、 道義的責任を最小限で留めることができる。
- ・ <u>虐待が起きた施設、法人</u>に対する行政責任、民事 責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

令和3年度報酬改定における 障害者虐待防止対策の強化について



障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化(令和3年度は努力義務)

[現 行]

- ① 従業者への<mark>研修実施(**努力義務**)</mark>
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置(努力義務)

[見直し後]

- ① 従業者への研修実施(義務化)
- ② 虐待防止のための対策を検討する<mark>委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、</mark> 委員会での検討結果を従業者に周知徹底する(**義務化(新規)**)
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置 (義務化)

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

- ※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。 【例】
- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

虐待防止のための委員会の3つの役割

第1「虐待防止のための体制づくり」

虐待防止マニュアルやチェックリスト、掲示物等ツールの整備

第2「虐待防止のチェックとモニタリング」

- •チェックリストにより各職員が定期的に点検
- ・結果を虐待防止マネージャー(サービス管理責任者)により管理者と委員 会に報告
- ・発生した不適切な対応事例の状況、苦情相談の内容、職員のストレスマネジメントの状況についても報告
- 虐待発生リスクの場面、またその要因について検討
- ・具体的な改善策(職員の研修計画、各部署の改善計画など)を講じる

第3 「虐待(不適切な対応事例)発生後の対応と総括」

・虐待などが生じた場合の早期対応について、マニュアルに沿って検証と 総括を行う

(虐待防止①)

問1 虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画とはどのようなものか。

(答)

例えば、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」に掲載している「労働環境・ 条件メンタルヘルスチェックリスト」を活用した労働環境等の計画的確認などが考えられる。

https://www.mhlw.go.jp/content/000686499.pdf

(虐待防止②)

問2 身体拘束等の適正化のための研修及び虐待防止のための研修の関係如何。

(答)

虐待防止のための研修については、「虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発する」こととされているため、身体拘束等の適正化の内容に限定しないことが求められる。

例えば、厚生労働省の作成した「障害者虐待防止の理解と対応」を活用することなどが考えられる。

https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf

(虐待防止③)

問3 虐待防止の取組について、小規模な事業所にも過剰な負担とならないようにするには、どのような取組が考えられるか。

(答)

虐待防止の取組は、①虐待防止委員会を設置し、結果を従業者に周知すること、②従業者に虐待防止のための研修を実施すること、③虐待防止の責任者を置くこととなっている。

このうち、虐待防止委員会については、事業所単位ではなく法人単位での設置を可能としているほか、人数についても管理者や虐待防止責任者が参画していれば最低人数は問わないこととしている。

また、虐待防止の研修は協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に参加した場合も認めることとしている。

さらに、研修については、厚生労働省の作成した職場内研修用冊子「障害者虐待防止の理解と対応」 を活用するほか、事業所間で虐待防止に関する課題を共有した上で、研修を複数事業所で合同して 実施する等の取組が考えられる。

また、厚生労働省においては、今後、小規模な事業所における望ましい取組方法(体制整備や複数事業所による研修の共同実施等)について調査研究を行い、令和3年度中に具体的な手法をお示しする予定である。(※)

なお、こうした小規模事業者への配慮は、身体拘束等の適正化のための取組においても同様と考えるものである。

(※)「障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集」 https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000963543.pdf

身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組みといえます。

やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは・・・ ※以下のすべてを満たすこと

- ① **切迫性** 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。
- ② 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。
- ③ **一時性** 身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、<mark>運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。</mark>
 - ※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、 放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- **訪問系サービスについても**、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営 基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。
 - ※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する(訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済)。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

- ②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する ①については、令和3年4月から義務化する。
- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- ※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。(身体拘束廃止未実施減算5単位/日) ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

(身体拘束廃止未実施減算の取扱い)

問1身体拘束廃止未実施減算について、適用にあたっての考え方如何。

(答)

身体拘束の取扱いについては、以下の参考において、示されているところであるが、やむを得ず身体 拘束を行う場合における当該減算の適用の可否にあたっては、これらの取扱いを十分に踏まえつつ、 特に以下の点に留意して判断いただきたい。

- 利用者に係る座位保持装置等に付属するベルトやテーブルは、脊椎の側わんや、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行あるいは防止のため、医師の意見書又は診断書により製作し、使用していることに留意する。
- その上で、身体拘束に該当する行為について、目的に応じて適時適切に判断し、利用者の状態・ 状況に沿った取扱いがなされているか。
- その手続きについては障害福祉サービス等の事業所・施設における組織による決定と個別支援計画への記載が求められるが、記載の内容については、身体拘束の様態及び時間、やむを得ない理由を記載し、関係者間で共有しているか。
- なお、ケア記録等への記載については、必ずしも身体拘束を行う間の常時の記録を求めているわけではなく、個別支援計画には記載がない緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、その状況や対応に関する記載が重要である。
- 行動障害等に起因する、夜間等他利用者への居室への侵入を防止するために行う当該利用者居室の施錠や自傷行為による怪我の予防、保清を目的とした不潔行為防止のための身体拘束については頻繁に状態、様態の確認を行われている点に留意願いたい。
- これらの手続きや対応について、利用者や家族に十分に説明し、了解を得ているか。等
- なお、身体拘束の要件に該当しなくなった場合においては、速やかに解除することについてもご留意願いたい。
- 以上を踏まえ、最終的には利用者・家族の個別具体的な状況や事情に鑑み、判断されたい。

障害福祉サービス事業所における虐待防止委員会の例

虐待防止委員会の役割

- ・研修計画の策定、・職員のストレスマネジメント・苦情解決
- ・チェックリストの集計、分析と防止の 取組検討
- ・事故対応の総括・他の施設との連携
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

虐待防止委員会

委員長:管理者

委員:虐待防止マネジャー (サービス管理責任者等) 看護師•事務長 利用者や家族の代表者 苦情解決第三者委員など

虐待防止委員会

委員長:管理者

合同開催

も可能

委員: 虐待防止マネジャー (サービス管理責任者等) 看護師•事務長 利用者や家族の代表者 苦情解決第三者委員など

虐待防止委員会

委員長:管理者

も可能

委員:虐待防止マネジャー (サービス管理責任者等) 看護師•事務長 合同開催 利用者や家族の代表者 苦情解決第三者委員など

事業所

虐待防止マネジャー

各部署の責任者 サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割

- 各職員のチェックリストの実施
- 倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等
- ・身体拘束に関する適正化について の検討 等





事業所

虐待防止マネジャー

各部署の責任者 サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割

- 各職員のチェックリストの実施
- 倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析
- ・身体拘束に関する適正化について の検討 等





職員

事業所

虐待防止マネジャー

各部署の責任者 サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析
- ・身体拘束に関する適正化について の検討 等

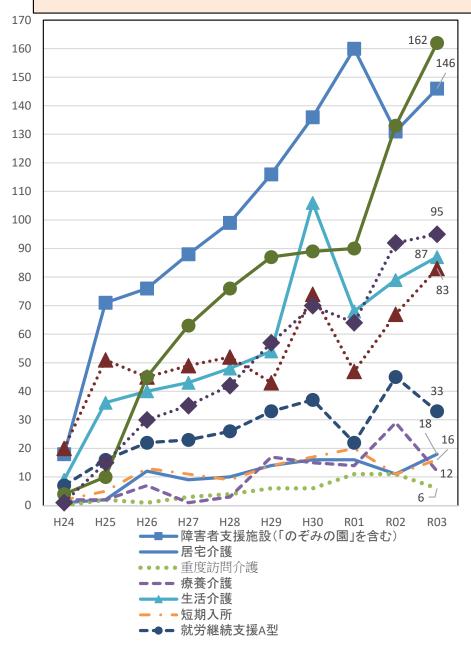




より良い職場環境の重要性について



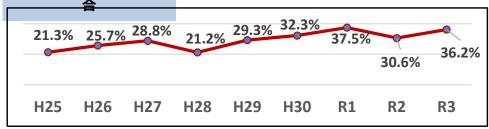
障害者虐待対応状況調査 <障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> (抜粋)



被虐待者の割合

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	
H25	29.2%	79.8%	14.1%	6.4%	1.8%	
H26	21.9%	75.6%	13.5%	2.3%	0.0%	
H27	16.7%	83.3%	8.8%	2.3%	0.0%	
H28	14.4%	68.6%	11.8%	3.6%	0.7%	
H29	22.2%	71.0%	16.7%	5.1%	2.7%	
H30	22.7%	74.8%	13.5%	4.2%	0.5%	
R1	21.3%	78.7%	11.7%	3.7%	1.2%	
R2	18.2%	71.6%	19.4%	5.7%	0.8%	
R3	16.5%	72.9%	15.3%	6.1%	1.4%	

行動障害のある者の割



発生要因の割合

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因	H29	H30	R1	R2	R3
教育・知識・介護技術等に関する問題	59.7%	73.1%	59.8%	71.0%	64.5%
職員のストレスや感情コントロールの問題	47.2%	57.0%	55.3%	56.8%	54.8%
倫理観や理念の欠如	53.5%	52.8%	53.6%	56.1%	50.0%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	19.1%	22.6%	16.2%	22.6%	22.0%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	19.6%	20.4%	24.2%	24.2%	24.7%

風通しの良い職場環境づくり

虐待が行われる背景については、密室の環境下で行われるとともに、組織の閉塞性、閉鎖性がもたらすという指摘があります。虐待報道事例にあった障害者福祉施設等の検証委員会報告書では、虐待を生んでしまった背景としての職場環境の問題として「上司に相談しにくい雰囲気、また『相談しても無駄』という諦めがあった」「職員個人が支援現場における課題や悩みを抱え込まず、施設(寮)内で、あるいは施設(寮)を超えて、相談・協力し合える職場環境が築かれていなかったと言える。」と指摘されています。

職員は、他の職員の不適切な対応に気がついたときは上司に相談した上で、職員同士で 指摘をしたり、どうしたら不適切な対応をしなくてすむようにできるか会議で話し合って全職 員で取り組めるようにしたりする等、オープンな虐待防止対応を心がけ、職員のモチベー ション及び支援の質の向上につなげることが大切となります。

そのため、支援に当たっての悩みや苦労を職員が日頃から相談できる体制、職員の小さな気づきも職員が組織内でオープンに意見交換し情報共有する体制、これらの風通しの良い環境を整備することが必要となります。

また職員のストレスも虐待を生む背景の一つであり、夜間の人員配置等を含め、管理者は職場の状況を把握することが必要となります。職員個々が抱えるストレスの要因を把握し、改善につなげることで職員のメンタルヘルスの向上を図ることが望まれます。職場でのストレスを把握するために、「職業性ストレス簡易調査票」等を活用すること等が考えられます。

① 事故・ヒヤリハット報告書、自己チェック表とPDCAサイクルの活用

虐待の未然防止のためには、的確な現状把握(アセスメント)に基づいた対応策の作成、そして継続した定期的な評価(モニタリング)が重要となります。そのアセスメントに資するものとしては、事故・ヒヤリハット事例の報告、虐待防止のための自己評価(チェックリストによる評価)が有用となります。

②苦情解決制度の利用

苦情への適切な対応は、利用者の満足感を高めること等に加えて、虐待防止対策のツールの一つでもあります。 そのため、障害者福祉施設等は、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員を設置し、連絡先等を障害者福祉施設等内に掲示する他、障害者福祉施設等の会報誌に掲載する等、積極的に周知を図ることが必要となります。 特に管理者は、施設を利用している障害者の表情や様子に普段と違う気になるところがないか注意を払い、声をかけて話を聞く等、本人や家族からの訴えを受け止める姿勢を持ち続けることが求められます。

③サービス評価やオンブズマン、相談支援専門員等外部の目の活用

チェックリストの作成と評価は、事業者や職員による自己評価です。これに加えて「福祉サービス第三者評価」や「オンブズマン」等の外部による第三者評価を受けることもサービスの質の向上を図るきっかけとして有効となります。

④ボランティアや実習生の受入れと地域との交流

多くの目で利用者を見守るような環境作りが大切です。管理者はボランティアや実習生の受け入れ体制を整え、積極的に第三者が出入りできる環境づくりを進め、施設に対する感想や意見を聞くことにより、虐待の芽に気づき、予防する機会が増えることにもつながります。

⑤成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用

自ら権利を擁護する事に困難を抱える障害者については、成年後見制度の活用等を通して権利擁護を行っていくことが重要です。

<虐待防止チェックリスト 職員用>

- ①利用者への対応、受答え、挨拶等は丁寧に行うよう日々、心がけている。
- ②利用者の人格を尊重し、接し方や呼称に配慮している。
- ③利用者への説明はわかり易い言葉で丁寧に行い、威圧的な態度、命令口調にならないようにしている。
- ④職務上知りえた利用者の個人情報については、慎重な取扱いに留意している。
- ⑤利用者の同意を事前に得ることなく、郵便物の開封、所持品の確認、見学者等の居室への立ち入り等を行わないようにしている。
- ⑥利用者の意見、訴えに対し、無視や否定的な態度をとらないようにしている。
- ⑦利用者を長時間待たせたりしないようにしている。
- ⑧利用者の嫌がることを強要すること、また、嫌悪感を抱かせるような支援、訓練等を行わないようにしている。
- ⑨危険回避のための行動上の制限が予想される事項については、事前に本人、家族に説明し同意を得るとともに、方法を検討し実施にあたっては複数の職員によるチームアプローチをとっている。
- ⑩利用者に対するサービス提供に関わる記録書類(ケース記録等)について、対応に困難が生じた事柄や不適切と思われる対応をやむを得ず行った場合等の状況も適切に記入している。
- ⑪ある特定の利用者に対して、ぞんざいな態度・受答えをしてしまうことがある。
- ⑫ある特定の職員に対して、ぞんざいな態度・受答えをしてしまうことがある。
- 13他の職員のサービス提供や利用者への対応について問題があると感じることがある。
- ⑭上司と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーションがとりやすい雰囲気である。
- ⑮職員と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーションがとりやすい雰囲気である。
- ⑥他の職員が、利用者に対してあなたが虐待と思われる行為を行っている場面にでくわしたことがある。
- ①他の職員が、利用者に対してあなたが虐待と思われる行為を行っている場面を容認したこと(注意できなかったこと)がある。
- ®最近、特に利用者へのサービス提供に関する悩みを持ち続けている。
- ⑪最近、特に仕事にやる気を感じないことがある。
- ②最近、特に体調がすぐれないと感じることがある。

<虐待防止チェックリスト 施設用>

1. 規定、マニュアルやチェックリスト等の整備

- ① 倫理綱領、職員行動規範を定め、職員への周知ができている。
- ② 虐待防止マニュアルやチェックリスト等について、職員に周知徹底すると共に活用している。
- ③ 緊急やむを得ない場合の身体的拘束等の手続き、方法を明確にし、利用者や家族に事前に説明を行い、 同意を得ている。
- ④ 個別支援計画を作成し、適切な支援を実施している。
- ⑤ 利用者の家族らから情報開示を求められた場合は、いつでも応じられるようにしている。

2. 風诵しの良い職場環境づくりと職員体制

- 職員会議等で情報の共有と職員問の意思疎通が図られている。
- ② 上司や職員間のコミュニケーションが図られている。 ③ 適正な職員配置ができている。

3. 職員への意識啓発と職場研修の実施

- ① 職員への人権等の意識啓発が行われている。 ② 職場での人権研修等が開催されている。
- ③ 職員の自己研さんの場が設けられている。

4. 利用者の家族との連携

- ① 利用者の家族等と定期的に連絡調整が図られている。② 利用者の家族と支援目標が共有できている。
- ③ 職員として利用者の家族から信頼を得られている。

5. 外部からのチェック

- ① 虐待の防止や権利擁護について、外部の専門家らによる職員の評価、チェックを受けている。
- ② 施設事業所の監査においで、虐待防止に関わるチェック等を実施している。
- ③ 地域ボランティアの受け入れを積極的に行っている。
- 4 実習生の受け入れや職場見学を随時受けている。

6. 苦情、虐待事案への対応等の体制整備

- ① 虐待防止に関する責任者を定めている。
- ② 虐待防止や権利擁護に関する委員会を施設内に設置している。
- ③ 職員の悩みを相談できる相談体制を整えている。
- ④ 施設内で虐待事案の発生時の対処方法、再発防止策等を具体的に文章化している。